

**必ずご確認ください！**

**令和4年から次世代育成手当の現況届が  
原則不要となりました！**

**1 千代田区では、令和4年現況届から、受給者の現況を公簿等で確認できる場合は現況届の提出を不要とします。**

**※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。  
(個別にご案内します。)**

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④その他、千代田区から提出の案内があった方

**2 以下の変更事項があったときは千代田区に届け出てください。**

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の区市町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤離婚協議中の受給者が離婚をしたとき

**お問い合わせは**

千代田区役所 子育て推進課 手当・医療係  
電話：03（5211）4230